

議員提出議案第2号

保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書

このことについて、次のとおり、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）、衆議院議長及び参議院議長に意見書を提出する。

令和3年6月18日

提出者	三朝町議会議員	松	原	茂	隆
賛成者	三朝町議会議員	山	口		博
賛成者	三朝町議会議員	牧	田	武	文
賛成者	三朝町議会議員	平	井	満	博
賛成者	三朝町議会議員	吉	田	道	明
賛成者	三朝町議会議員	石	田	恭	二

保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われているが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。これらを改善し、質を確保した保育の受皿を増やすためには、職員の増員と処遇の改善が急務である。

しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定で、保育所において「各クラスで常勤保育士1名必須配置」としているところを、短時間（パート）保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしている。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れない。

また、小学校においては、2021年度より順次35人学級（一般的には25人前後の学級が増える）が実現することとなり、さらなる少人数学級の推進が課題になっているにもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4、5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は72年間変わらないままで、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍のなかで、保育所の重要性は一層明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっている。いまこそ国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

1. 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用で保育士不足の解消をはかるのではなく、常勤職員を確保・増員できるよう処遇を改善すること。
2. 保育所等の職員配置基準や公定価格の引き上げなど、保育士等職員の処遇を改善するための必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和3年6月18日

鳥取県東伯郡三朝町議会